

給与支払報告書の

提出をお忘れなく

平成21年中に給料や賃金を支払った事業主は、受給者が平成22年1月1日現在で住民登録している市町村に給与支払報告書を提出することになっていきます。

提出義務者

平成21年中に給料や賃金を支払った事業主（個人事業主を含む）。

また、個人事業主の方が家族に支払った給与（事業専従者給与）も、同様に提出してください。

提出対象者

臨時職員、パート、アルバイトを含むすべての受給者について、額の多少や年末調整の有無にかかわらず、報告が必要です。

また、平成21年中に退職した方の分も併せて提出をお願いします。

提出部数

▼総括表

1 事業主につき1部

▼個人別明細書

1 人につき2部

提出先

▼平成22年1月1日現在、南相馬市に住民登録している方、または実際に居住している方

〒975-1868

南相馬市原町区本町二丁目

27番地

総務企画部税務課

▼南相馬市以外に住民登録している方

当該市区町村へ提出してください。

提出期限

平成22年2月1日(月)

※できるだけ1月15日(金)までの提出にご協力ください。

問合せ

総務企画部税務課

☎ 24 5 2 2 6

小高区税務課 ☎ 44 6 7 1 5

鹿島区税務課 ☎ 46 2 1 1 2



給 支払報告書は

自宅や オフィスの パソコンで

自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単に手続きできます。

電子申告システムのサービスを利用するには、所定の手続きが必要です。

詳しくは、eLTAxホームページをご覧ください。

eLTAxホームページ
<http://www.eltax.jp>

償却資産の申告を忘れずに

固定資産税は、土地や建物のほか、事業で使用する構築物や機械、器具、備品など、減価償却費として計上されている償却資産にも課税されます。そのため、償却資産を所有している方は、法律に基づき1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村長に申告することが義務付けられています。

市では、前年度に申告された方や年内に新しく事業所を設立された方に申告書を送付しましたので、提出期限までに提出してください。

なお、右記の償却資産は申告する必要はありません。

また、新たに申告が必要となる方で、申告書をお持ちでない方はご連絡ください。

▶取得価格が10万円未満の資産で法人税法の規定によって損金に算入するもの

▶取得価格が20万円未満で3年以内に一括償却するもの

申告書送付日 12月7日

提出期限

平成22年2月1日(月)

提出先・問合せ

税務課資産税係 ☎ 24 5 2 2 7

給与所得者の個人住民税は

特別徴収で納税を

県内の全市町村と県では、個人住民税の「特別徴収」の徹底に取り組んでいます。

地方税法の規定によって、所得税を源泉徴収している事業者は、パートやアルバイトなどを含むすべての従業員の個人住民税を特別徴収することになっています。

特別徴収とは、給与支払者である事業者が、住民税の納税義務者である給与所得者に

代わって、従業員に支払う給与から住民税を差し引いて市町村に納入する制度です。

従業員ごとの住民税額は市町村で計算しますので、事業所の方にとっては、所得税のように年末調整をするなどの手間が掛かりません。

すべての従業員から特別徴収を行っている事業所は、特別徴収への切替えをお願いします。

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ特別徴収をしないといけないのですか？

地方税法第321条の4と市税条例の規定によって、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収することになっています。

特別徴収で納税するにはどうすればよいですか？

毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書(総括表)」に特別徴収を希望する旨を記載し、各市町村に提出してください。

問合せ 総務企画部税務課

☎ 24 5 2 2 6

特別徴収のメリット

- ▶ 所得税のように事業所が税額を計算する必要はありません。
- ▶ 従業員の方が金融機関や市役所などの納入場所へ出向く必要がなくなります。
- ▶ 普通徴収では年4回払いですが、特別徴収では、12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。

特別徴収の仕組み

